

外国人材を雇用している・雇用を検討中の事業者の皆さまへ

1 高知県外国人材雇用相談窓口「ふおれこ」



- 対象：外国人材の雇用を検討中、または雇用中の県内事業者など
- 相談対応者：高知県行政書士会

相談内容

- 技能実習制度（育成就労制度含む）や特定技能制度、在留資格に関すること。
- 県内監理団体等の紹介も行います。

相談料

無料（行政機関への申請書類の代行などを行う場合は有料）

電話による相談

TEL.088-802-2343(高知県行政書士会)
※「外国人材に関する相談」とお伝えください
※受付日時：平日 9:00～16:00

メールによる相談

info@kochi-gyosei.jp(高知県行政書士会)
※件名:外国人材に関する相談
※事業者名、担当者名、電話番号を記載してください

詳しくはこちら

<https://kochi-foreigntalent.pref.kochi.lg.jp/corporation/system-for-employment/>



2 こうち外国人材優良サポート事業者認証制度

制度の概要

事業者における外国人材が「暮らしやすい」、「働きやすい」、「学びやすい」環境づくりを進めるため、積極的な取り組みを行う事業者を認証する制度

申請期間

令和8年5月1日～12月31日 受付予定（令和8年度）

認証のメリット

- 事業者のイメージアップ
県のホームページ等への掲載、大使館等を通じた外国政府等への情報提供
- 認証マークの付与（企業のPRにご活用ください。）

詳しくはこちら

<https://kochi-foreigntalent.pref.kochi.lg.jp/corporation/certification/>



高知でかなえる、あなたの未来。
外国人材活躍ポータル
Your Bright Future in Kochi



これらの情報は、こちらのポータルサイトをご覧ください！

<https://kochi-foreigntalent.pref.kochi.lg.jp/>



問い合わせ先

高知県 商工労働部 商工政策課 外国人材受入推進室

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

TEL：088-823-9643 E-mail：151401@ken.pref.kochi.lg.jp

3 R8新 技能実習生等受入支援事業費補助金

補助対象事業者

- 過去に技能実習生や特定技能外国人の受入れがない
- 県が人材交流に関する覚書き（MOU）を締結した地域に所在する送り出し機関から初めて受け入れる

補助金額(定額補助)

- 技能実習生：15万円/人 ■ 特定技能外国人：9万円/人
- 1事業者2人まで申請可能（在留資格ごとに2名迄ではありません）

交付申請期限等

- 交付申請期限：就労開始の14日前まで
- 実績報告期限：就労開始後30日以内、または令和9年2月末日のいずれか早い日

詳しくはこちら

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2026020500045/>



4 外国人材受入環境整備事業費補助金(スキルアップ支援)

補助対象経費

- 技能を向上させるための訓練（講師を派遣する費用も補助対象）
- 技能を向上させるための試験
 - ※特定技能2号試験や特定技能外国人が受験する日本語試験も補助対象
- 日本語習得のための講習受講経費 など

補助率等

- 補助率：1/3 ■ 補助限度額：3万円/人、100万円/事業者
- 交付申請期限：補助事業に着手する14日前まで

詳しくはこちら

<https://kochi-foreigntalent.pref.kochi.lg.jp/corporation/subsidy/skill/>



5 R8新 高度外国人材雇用促進事業費補助金(インターンシップ支援)

★県と高知県中小企業団体中央会では、インターンシップのサポートを行っています。

補助対象事業者

- 県内高等教育機関の協定締結大学、県が人材交流に関する覚書き（MOU）を締結した地域に所在する大学からインターンシップを受け入れる企業

補助対象経費 補助率等

- 渡航費（航空機代のみ）：1/2（補助上限額：5万円）
- 在留資格申請代行手数料：1/2（補助上限額：5万円）
- 住居の賃借料：1/2（補助上限額：2.5万円/月×3か月）

詳しくはこちら

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2026022700290/>



6-1 R8新 所得向上推進企業等総合支援事業費補助金

補助対象事業者

- 賃金を支払っている従業員がいる県内中堅企業や中小企業、個人事業主など（農林水産事業者、医療法人、社会福祉法人、監理団体も利用可）

補助要件

- 賃上げ等の事業計画の策定 ■ 「こうち男性育休推進企業」への登録 等

補助対象経費

- 持続的な賃上げを可能にする高付加価値型経営への転換に挑戦する県内事業者の取り組みを総合的に支援
 - ※外国人材を雇用する(予定含む)事業者：技能実習生等の住宅の新設・改修、高度外国人材採用手数料 等

詳しくはこちら

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2026021300101/>



6-2 R8新 賃金向上環境整備事業費補助金

補助対象事業者

- 令和8年度に6-1の補助金等*のいずれかの交付決定を受けている者
 - ※6-1の他、業務改善助成金（労働局）やデジタル化・AI導入補助金（中小企業庁）

補助金額

- 従業員1人あたり10万円
- 上限額：1事業者あたり1,000万円（交付決定を受けた補助金の自己負担額）
 - ※交付決定を受けた補助金の自己負担額が100万円未満の場合：10万円×従業員数

詳しくはこちら

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2026022500272/>

